

伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業
業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準書

令和7年1月

伊賀市 生活支援課

伊賀市生活支援課（以下「当課」という。）が委託する業務を選定するため行う公募型プロポーザル方式の評価基準を、次のとおり定める。

1 審査機関

- (1) 審査は、伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 審査委員会は、事業者から提出された企画提案書等について、「伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準書」（以下「評価基準書」という。）に基づき評価する。

2 最優秀候補者の選定

最優秀候補者の特定までに関わる審査は、審査委員会が実施し、最も優れた提案を行った事業者を契約の最優先候補者として選定する。

審査委員会は、提案内容を公平かつ客観的に評価して、最優秀候補者の選定をするため、審査（プレゼンテーション）において以下の評価を行い、評価結果を数値化する採点方式を採用し、各評価点を合計した総合計点により、最優秀候補者を選定する。

複数の提案者の総合計点が同点である場合は、「委託内容」の得点が高い者を最優秀候補者とする。また、それでも決定しない場合は、くじにより最優秀候補者を決定する。

ただし、総合計点が120点未満の場合は、見送ることもあり得る。

また、提案者が1者のみの場合でも審査を実施する。

3 審査概要

審査（プレゼンテーション）の概要は以下のとおりとする。

- ① プレゼンテーションは企画提案書による提案説明及び質疑応答とする。
- ② プレゼンテーションの際に新たな資料を配布することは認めない。
- ③ プレゼンテーションの時間は質疑応答含め45分以内とする。
- ④ プレゼンテーションに必要な機器等については、プロジェクター及びスクリーンは当課で準備し、その他の機器（パソコン等）は提案者が準備すること。なお、上記の45分とは別に、準備時間及び片付け時間はそれぞれ10分以内とする。
- ⑤ プレゼンテーションの順番は受付順とし、日時等については別途通知する。

4 評価方法

評価方法については以下のとおりとする。

なお、各評価点の算出にあたっては、小数点以下2桁までを有効として、小数点以下3桁目で四捨五入する。

また、欠席した審査委員会委員の評価点は、出席した各委員の合計の平均点として計算する。

(1) 評価の観点

以下の観点から提案内容を評価する。

評価項目	評価の観点
業務の目的	(1) 事業実施基本方針を踏まえた具体的な提案 事業実施基本方針を踏まえ、支援を必要とする家庭に育つ中学生に対して、学習支援及び生活支援を通じて基礎学力と生活習慣の習得を図るための具体的な提案があるか。また、進学を促進するための具体的な提案があるか。
運営体制	(1) 人員体制、統括責任者、学習支援員 ①人員体制 統括責任者を1名以上配置し、本事業を実行するに十分な学習支援員の配置等明記されているか。 ②統括責任者 学習支援員の選定や管理、監督、市との連絡窓口を適切に取ることができ、生徒や保護者との面談も適切に行うことができる人材を配置できるか。なお、統括責任者のマネジメントに関する経験や経歴を記載すること。その他、学習支援や生活支援を行うにあたり、福祉に関する資格（社会福祉士、心理士、介護福祉士等）を有する場合、又は福祉施設等での実務経験がある者を登用予定の場合はその旨も記載すること。 ③学習支援員 生活保護世帯及び生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ中学生に対し、適切に支援を行うことができる人材を登用できるか。 (2) 個人情報の取扱い、守秘義務等 個人情報保護のための対策が十分であり、学習支援教室の開催にあたって、プライバシー保護に関する具体的な提案があるか。なお、個人情報保護に関する研修の令和6年度研修実績や令和7年度研修計画がある場合は、その旨も記載すること。
委託内容	(1) 学習支援の内容 ①学習支援教室を市内の1カ所以上に設置でき、通学できない生徒に対しては、事業者がタブレット端末の貸出等により環境整備をおこなったうえで、オンラインによる事業実施ができるか。 ②面談等を通じて、生徒一人ひとりの学力や意欲に合わせて、学習支援を行うことや、適切な教材を準備することができるか。 ③中学3年生について、受験期に向けた学習支援の内容が具体的に

あるか。また、生徒一人当たり年間利用回数が上限52回であることを踏まえ、夏休みや受験前など集中的に学習支援を行える体制にあるか。

(2) 生活支援の内容

①学習のみならず、学習に取り組むための土台となる生徒の自己肯定感や意欲等の醸成に積極的に取り組む姿勢や仕組みがあるか。なお、不登校や発達に不安のある生徒に対し、専門的な見地から支援に取り組む体制がある場合はその旨も記載すること。

②相談しやすい環境づくりについて具体的な提案があるか。なお、対象生徒に対して、同一の支援者による一貫した支援を行う体制がある場合はその旨も記載すること。

③対象生徒や保護者からの日常生活に関する困りごとなどの相談に対して、アドバイスや助言などを行い、良き理解者となる具体的な提案があるか。なお、進学相談や進路相談など、事業者独自の相談会等の実施計画がある場合はその旨も記載すること。

(3) 保護者との連携

①保護者に対して家庭での声掛けなどの協力を促し、対象生徒が安心し、継続して通えるような意識の醸成ができるか。また、保護者に対しても十分配慮した適切な声掛けができるか。なお、保護者からの相談について、対応できる時間帯も記載すること。

②欠席時の連絡体制と学習支援教室に長期間参加できなかった生徒への対応について具体的な提案があるか。なお、保護者からの欠席時連絡などについて、対応できる時間帯も記載すること。

(4) 研修体制

学習支援員やスタッフに対して事業を理解するための事業研修や能力向上に資する研修等の体制があるか。また、研修の目的、内容、頻度等が具体的な提案であるか。なお、ハラスメント防止研修や人権研修、学習支援に係る研修、その他各種福祉研修等（個人情報保護に関する研修は除く）の令和6年度実績及び令和7年度研修計画がある場合は、その旨も記載すること。

(5) 関係機関との連携

市へ情報共有を行う体制が整っているか。また、緊急時対応の体制と緊急時対応が可能な時間帯について具体的に記載すること。

	(6) 業務実施報告及び事業評価 テストや面談内容等を用いて客観的な支援計画を設計できるか。支援計画に基づいた詳細な記録がとれる手法であるか。なお、事業実施前と事業実施後の意識アンケートを取るなど客観的な事業評価の方法がある場合はその旨記載すること。
経済性	提案された内容に見合った価格か。（計算式により評価）

(2) 評価点の配分

総合計点の満点を200点とし、各評価項目の評価点の配分は次のとおりとする。

大項目	中項目 No.	小項目 No.	小項目 (満点)	評価点 (満点)
業務の目的	(1) 事業実施基本方針を踏まえた具体的な提案	—	15点	15点
運営体制	(1) 人員体制、統括責任者、学習支援員	①	10点	40点
		②	10点	
		③	10点	
	(2) 個人情報の取扱い、守秘義務等	—	10点	
委託内容	(1) 学習支援の内容	①	10点	130点
		②	10点	
		③	10点	
	(2) 生活支援の内容	①	10点	
		②	10点	
		③	10点	
	(3) 保護者との連携	①	10点	
		②	10点	
	(4) 研修体制	—	15点	
	(5) 関係機関との連携	—	25点	
	(6) 事業実施報告及び事業評価	—	10点	
経済性	—	—	15点	15点
総合計点			200点	200点

5 採点方法について

審査委員会の各委員は、各小項目の評価について、以下の【提案内容評価基準表】にて実施し、小項目毎に以下の【提案内容評価点算出式】にあてはめ、各委員の小項目毎の評価点を算出する。

なお、各委員の小項目毎の評価点の総和を審査委員会の構成員数の合計で除して算出し

た数値を、審査委員会での評価に用いる。

【提案内容評価基準表】

評価点	評価基準
A	提案内容は本市にとって期待以上である。
B	仕様書に＋αの提案がある。
C	提案内容は標準である。又は、求める水準と一部異なるが妥当な内容である。
D	提案内容に不明確な箇所があり、採用には十分な調整が必要である。
E	採用できない。

経済性の採点を除き、総合計点に関わらず、小項目においてE判定となった場合は、採用しないものとする。

【提案内容評価点算出式】

小項目の満点 評価点	25点	15点	10点
A	25点	15点	10点
B	20点	12点	8点
C	15点	9点	6点
D	10点	6点	4点
E	5点	3点	2点

経済性の採点については、15点を満点として、「提案見積書」の金額によって当課が以下の手順で算定する。最安価の提案事業者に満点の価格評価点を与え、その他の提案事業者には次の計算式で価格評価点を算出する。

価格評価点＝（最安価な提案事業者の見積価格／見積価格）×15